

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
1	風水害 対策編	第1章第4節	14	佐渡市相川の年平均気温は13.6℃で新潟本土より若干高い。 夏の気温分布については、全島ほぼ同じで平均22.8℃であるが、冬は大佐渡山地の西側に位置する相川地区では季節風により海水温の影響を受けると考えられるために他の地域に比べて1℃近く高くなっている。	佐渡市相川の年平均気温は14.1℃で新潟本土より若干高い。 夏の気温は、全島ほぼ同じで平均23.2℃であるが、冬は大佐渡山地の西側に位置する相川地区では季節風により海水温の影響を受けると考えられるために他の地域に比べて1℃近く高くなっている。	平年値の更新 (令和3年)に伴う修正
2	風水害 対策編	第1章第4節	14	(エ) 波浪、潮位 冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、5mを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。	(エ) 波浪、潮位 冬期は、北西の季節風のため波の高い状態となる。特に、北から強い寒気が南下する場合は、6mを超える「大しけ」となるときがある。その他の時期には、低気圧や台風などの通過に伴う波浪がある。	気象庁の海上予報では、波高6mからを「大しけ」としている。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/harou.html
4	風水害 対策編	第1章第4節	15	(オ) 台風 台風は、その進路や強さ、規模によって雨、風の影響が異なってくる。 <u>新潟県の場合は、台風の中心が遠ざかる際に最大風速が出る特徴がある。</u> 進路による雨及び風の分布特徴表	(オ) 台風 台風は、その進路や強さ、規模によって雨、風の影響が異なってくる。 進路による雨及び風の分布傾向 表を別紙Aの内容に差替え	近年の台風による災害の発生状況等を踏まえた見直し。 https://www.data.jma.go.jp/niigata/menu/bousai/typ h.html
5	風水害 対策編	第1章第4節	15～ 16	(3) 佐渡市における月別の気候特徴表	(3) 佐渡市における月別の気候特徴 表を別紙Bの内容に差替え	令和5年3月修正 新潟県地域防災計画の記載内容に準じて記載を修正 平年値の更新 (令和3年)に伴う修正

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
7	風水害 対策編	第2章第7節	43	(1) 地上気象観測 全国の気象官署で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。 気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。 特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。 (2) 地域気象観測システム(アメダス) 集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス(地域気象観測システム)により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。 全国約1,300か所に展開している地域気象観測所の観測データについては、各地方気象台に配信している。	(1) 地上気象観測 気象台、特別地域気象観測所で気圧、気温、湿度、風向、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス(地域気象観測システム)により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。 ※(2)項は削除し、(1)項にその内容を含める	令和5年3月修正新潟県地域防災計画の記載内容に合わせる(気象台における目視観測の終了等を反映)
8	風水害 対策編	第2章第7節	43	ア システム概要 イ 観測所の種別	削除	
9	風水害 対策編	第2章第7節	44	ウ 観測所の設置詳細(新潟県内) 表	観測所の設置詳細(新潟県内) 表を別紙Cの内容に差し替え	地域気象観測所における観測要素の変更を反映
10	風水害 対策編	第2章第7節	44	(3) レーダー気象観測 (略) (4) 高層気象観測 (略) (5) 静止気象衛星 (略)	(2) レーダー気象観測 (略) (3) 高層気象観測 (略) (4) 静止気象衛星 (略)	項番の繰り上げ (内容に変更はなし)
11	風水害 対策編	第2章第11節	54	(5) 報伝達体制の整備	(5) 情 報伝達体制の整備	誤字の修正

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
12	風水害 対策編	第3章第4節	164	新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより、特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い関係機関に通知する。 その際、災害の危険度が高まる地域を示すなど、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報をわかりやすく提供し、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。	新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより、特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し 住民に周知させる。その際、住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図（危険度分布（通称：キキクル））など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。	県の地域防災計画に準拠
13	風水害 対策編	第3章第4節	165	(特別警報の発表基準) 表中 2行目 大雨・発表基準 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	(特別警報の発表基準) 表中 2行目 大雨・発表基準 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される 場合	令和2年に、大雨特別警報の発表基準を雨を要因とする基準のみに変更したため、修正
14	風水害 対策編	第3章第4節	168	エ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡） <u>単位</u> で気象庁から発表される。	エ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡） 単位 で気象庁から発表される。	文字の重複
15	風水害 対策編	第3章 災害応急対策計画 第4節 気象情報等伝達計画	168	(ア) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ・「災害切迫」(黒): <u>災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当</u>	(ア) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
16	風水害 対策編	第3章第4節	169	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの 予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色 分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の 予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警 報(浸水害)が発表されたときに、危険度が高まっ ている場所を面的に確認することができる。	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの 予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色 分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の 予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警 報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっ ている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全 を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相 当。	
17	風水害 対策編	第3章 災害応 急対策計画 第4節 気象情 報等伝達計画	169	(ウ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) ・「災害切迫」(黒): 災害が発生又は切迫しているこ とを示す警戒レベル5に相当	(ウ) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全 を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	
18	風水害 対策編	第3章第4節	169	流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降 雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの 予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危 険度を色分けし時系列で示す情報で、6時間先まで の雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常 時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値 各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点 の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水 道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高 まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に 応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域 内における雨量分布の実況と6時間先までの予測 (解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10 分ごとに更新している。	

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
19	風水害 対策編	第3章第4節	169	早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越、中越、上越、佐渡)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県)で発表される。大雨又は高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す <u>警戒レベル1相当である。</u>	早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(下越、中越、上越、佐渡)、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す 警戒レベル1である。	早期注意情報は相当情報ではない。
20	風水害 対策編	第3章第4節	170	イ 船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達 新潟地方気象台は、日本海中部海域(能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖)の海上を対象として地方海上予報及び警報(海上風警報、海上濃霧警報等)を発表する。警報等を発表、切替え、解除したときは、 <u>新潟海上保安部</u> に通知するほか、報道機関に伝達し、船行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう務める。	イ 船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達 新潟地方気象台は、日本海中部海域(能登沖、佐渡沖、秋田沖、沿海州南部沖)の海上を対象として地方海上予報及び警報(海上風警報、海上濃霧警報等)を発表する。警報等を発表、切替え、解除したときは、 第九管区海上保安本部 に通知するほか、報道機関に伝達し、船行中の船舶や陸上の関係者に周知するよう務める。	令和5年3月修正新潟県地域防災計画の記載内容に準じて記載を修正(気象台の直接的な伝達先が第九管区海上保安本部のみとなった)
21	風水害 対策編	第3章第4節	170	(火災気象通報の通報基準) 火災気象通報の通報基準 ア 実効湿度が65%以下になる見込みの場合 イ 平均風速13m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みの場合(降雨、降雪中は通報しないこともある) ウ 出火危険度5以上になる見込みの場合 注 11月～4月は相川特別地域観測所の観測値は15m/sを目安とする。	(火災気象通報の通報基準) 新潟地方気象台が定めた佐渡市の「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。	令和5年3月修正新潟県地域防災計画の記載内容に準じて記載を修正(発表基準を変更している)
22	風水害 対策編	第3章第4節	171	気象注意報・警報等の伝達系統図	差し替え(別紙D)	

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
23	風水害 対策編	第3章第4節	178	土砂災害警戒情報の伝達系統図	差し替え(別紙E)	
24	風水害 対策編	第3章第9節	187	(3) 新潟地方気象台の役割 主に災害が発生した場合、又は発生する危険性がある場合及び二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。 ア 広報すべき事項 (ア) 特別警報・警報・注意報、予報 (イ) <u>河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報</u> (ウ) 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等	(3) 新潟地方気象台の役割 主に災害が発生した場合、又は発生する危険性がある場合及び二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。 ア 広報すべき事項 (ア) 特別警報・警報・注意報、予報 (イ) 土砂災害警戒情報 (ウ) 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等	気象台からは、佐渡市における河川の水位や道路情報は提供していないため、除外する
25	風水害 対策編	第3章第9節	188	災害発生時の各段階における広報 (1) 新潟地方気象台 ・ 気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・ 必要に応じて、県、市町村、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。	災害発生時の各段階における広報 (1) 新潟地方気象台 災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。 災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。	県の地域防災計画に準拠

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
26	風水害 対策編	第3章第10節	193	表「避難情報等の種類と発令基準」 高齢者等避難・発令基準 ●土砂災害 ・大雨警報(土砂災害)発表中に、土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越え、今後も引き続き雨量が予想される場合。 ●河川災害 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 イ 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	表「避難情報等の種類と発令基準」 高齢者等避難・発令基準 ●土砂災害 ・大雨警報(土砂災害)発表中に、土壌雨量指数が実況で各メッシュの大雨警報基準線を越え、今後も引き続き 降雨 が予想される場合。 ●河川災害 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の ア～イ のいずれかにより、急激な水位の上昇のおそれがある場合。 ア 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 イ 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	誤字の修正
27	風水害 対策編	第3章第18節	233	気象警報等の伝達系統図	差し替え(別紙D)	
28	風水害 対策編	第3章第18節	234	雨量観測所(インターネット:気象庁、新潟県河川防災情報システム) 表中 気象庁 秋津 秋津 転倒マス型雨量計 ○	削除	秋津は観測を終了している
29	風水害 対策編	第3章第18節	236	その他の観測所 気象庁 秋津 秋津 無 無 インターネットからの閲覧可能	削除	秋津は観測を終了している
30	震災対策編	第1章第4節 3(1)	13	新潟県沖	新潟県 下越 沖	震央地名の修正
31	震災対策編	第1章第4節 3(6)	14	被害状況 市内において建物に軽微な被害が発生した。	被害状況 全壊4、半壊33、一部被害485	被害状況を修正

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
32	震災対策編	第1章第6節 1	17	○県地震調査で想定した地震の表中	※表中の黄色で示している想定地震。 佐渡市に大きな被害が及ぶと予想される想定地震	説明を追記
33	震災対策編	第1章第7節 1	21	気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。	気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合 又は長周期地震動階級3以上を予想した場合 に、震度4以上が予想される地域 又は長周期地震動階級3が予想される地域 (緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて市民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ 又は長周期地震動階級4 を予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。	長周期地震動階級を地震動特別警報の基準として令和5年2月1日から追加されたため。
34	震災対策編	第1章第7節 2	22	「震源に関する情報」 (発表基準) ・震度3以上 (大津波警報、津波警報 又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「震源に関する情報」 (発表基準) ・震度3以上 (津波警報 または 注意報を発表した場合は発表しない)	内容の整理

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
35	震災対策編	第1章第7節 2	22	「震源・震度に関する情報」 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 「各地の震度に関する情報」 震度1以上	2つの情報を1つに修正 「震源・震度情報」 (発表基準) ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時 (内容) 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	気象庁HPでまとめて表示されるように、発表の流れ図も見直しとなったため。 ※以下HPを参照下さい。 https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html
36	震災対策編	第1章第7節 2	22		「長周期地震動に関する観測情報」を追加 (発表基準) ・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 (内容) 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)	同上

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
37	震災対策編	第1章第7節 2	23	「遠地地震に関する情報」 (発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (内容) 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	「遠地地震に関する情報」にコメントが追加 (発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある (内容) 国内で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	同上
38	震災対策編	第1章第7節 2	22,2 3		2 地震情報の種類及びその内容 気象庁HPの地震情報の説明に合わせ順番を入れ替え	

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
39	震災対策編	第1章第7節 3	23	地震解説資料(速報版) (発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) (内容) 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報をとりまとめた資料。	地震解説資料(全国速報版・地域速報版) (発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、注意報発表時 (遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) (内容) 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報をとりまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。	内容の見直し

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
40	震災対策編	第1章第7節3	23	地震解説資料(詳細版) (発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 (内容) 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、<u>地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等</u>をとりまとめた資料。	地震解説資料(<u>全国</u>詳細版・<u>地域</u>詳細版) (発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報、注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 (内容) 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・<u>地震解説資料(全国詳細版)</u> 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・<u>地震解説資料(地域詳細版)</u> <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</u>	内容の見直し
41	震災対策編	第1章第7節3	23	週間地震概況 (内容) 防災に係る活動を支援するために、週ごとの<u>関東・中部地方の地震活動の状況</u>をとりまとめた資料。	週間地震概況 (内容) 防災に係る活動を支援するために、週ごとの<u>全国震度など</u>をとりまとめた資料。	内容の見直し

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
42	津波災害対策編	第1章第4節3	13	新潟県沖	新潟県下越沖	震央地名の修正
43	津波災害対策編	第3章第7節2(1)	54	・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ※発表基準全て 予想される津波の高さが高いところで・・・	・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ※発表基準全て 予想される津波の 最大波 の高さが高いところで・・・	説明文の修正
44	津波災害対策編	第3章第7節2(1)	54	・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ※(津波の高さの予想の区分)全てで 表中にある「<予想高さ」	・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 (津波の高さの予想の区分)全てで 表中にある「<予想 される津波の最大波 の高さ」	説明文の修正
45	津波災害対策編	第3章第7節2(1)	54	・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ※津波注意報の(津波の高さ予想の区分) (0.2m<予想高さ≤1m)	・津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 ※津波注意報の(津波の高さ予想の区分) (0.2m ≤ 予想 される津波の最大波 の高さ≤1m)	説明文の修正等
46	津波災害対策編	第3章第7節3	55	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (発表内容) 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表[発表される津波の高さの値は、表(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (発表内容) 各津波予報区の津波の到達予想時刻 ※ や予想される津波の高さ (発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載) を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。	説明の修正
47	津波災害対策編	第3章第7節4(3)	58	地震及び津波に関する情報の流れ 流れ図の変更	(3)地震及び津波警報等発表の流れ 流れ図の変更(以下リンクの図参照) https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/img/jishin_tsunami.png	図の見直し

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
48	個別災害対策編	第12章第1節	107	(イ) 降雪量分布予報 降雪量を約5km格子単位で翌日24時までを示す予報。降雪の深さは格子内平均の3時間降雪量とし、「降雪量なし」「2cm以下」「3～5cm」「6cm以上」の4段階に区分した「降雪量分布予報」を発表する。	(イ) 降雪量分布予報 降雪量を約5km格子単位で翌日24時までを示す予報。降雪の深さは格子内平均の3時間降雪量とし、「降雪量なし」「 1～2cm 」「3～5cm」「6cm以上」の4段階に区分した「降雪量分布予報」を発表する。 毎日5時、11時、17時に発表する。	令和3年3月新潟県地域防災計画に合わせた修正
49	個別災害対策編	第12章第1節	107	(追加)	(ウ)解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報(今後の雪) 解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5km四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5km四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1時間ごとに発表する。積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。気象庁ホームページでは、「今後の雪(降雪短時間予報)」のページから利用できる。	令和3年3月新潟県地域防災計画に合わせて追加

進路による雨及び風の分布傾向

進 路	雨及び風の分布特徴
日本海を通った台風	台風の接近前から、県内の広い範囲でフェーン現象が起こる傾向が見られる。 そして、台風が接近すると佐渡や沿岸部を中心に南西～西の強風（暴風）が吹き、台風が少し遠ざかってから最も風が強くなる傾向が見られる。 また、新潟県付近やその北側に前線があると、前線に向かって台風から暖かく湿った空気が流れ込み、大雨となることもある。 なお、台風の接近時には、内陸を含めて南寄りの局地的な強風（暴風）となることがある。 （例） 平成30年台風第21号、平成3年台風第19号、昭和36年台風第18号（第二室戸台風）
新潟県付近を通った台風	台風の接近に伴い、佐渡や沿岸～平野部で強風（暴風）が吹きやすい傾向が見られる。また、県内の広い範囲で大雨となることもある。 （例） 令和4年台風第14号、平成29年台風第18号、平成16年台風第21号
関東地方の内陸部を通った台風	県内の広い範囲で大雨となる傾向が見られる。台風本体に加えて前線の影響も受け、総雨量が夏季の月間降水量に匹敵した事例もある。 また、佐渡や沿岸部を中心に北の強風（暴風）が吹きやすい傾向が見られる。 （例） 令和元年東日本台風（台風第19号）、平成29年台風第21号、平成25年台風第18号
関東地方の沿岸部を通った台風	県内の全域で大雨となる傾向が見られる。総雨量は、関東地方の内陸部を通った事例よりは少ない傾向である。 この経路の場合も、台風本体に加えて前線の影響で大雨となる傾向がある。 （例） 平成28年台風第9号、平成25年台風第26号、平成14年台風第21号

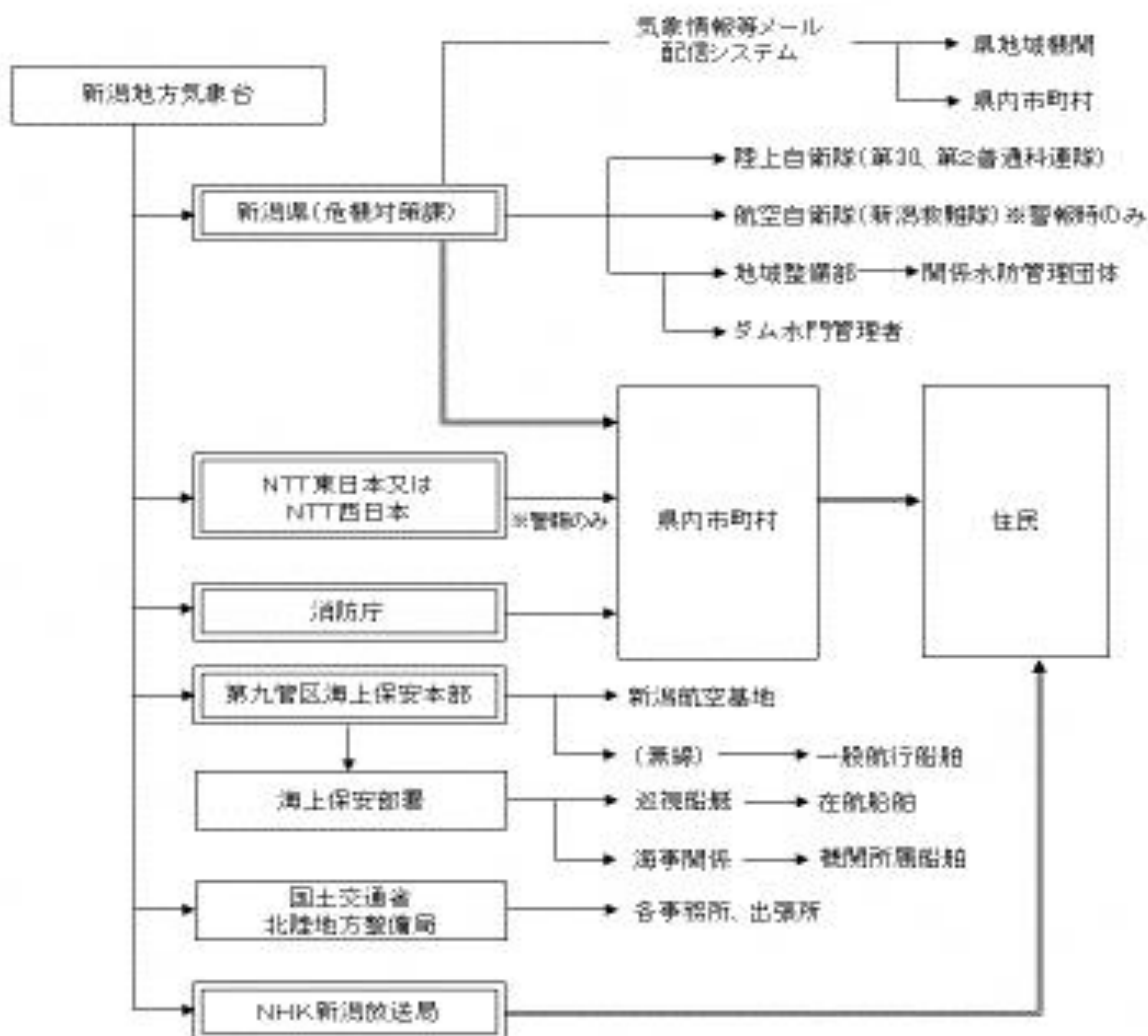
(3) 佐渡市における月別の気候特徴

月	気 候 特 徴
1 月	西高東低の冬型の気圧配置による北西の季節風が特徴的である。季節風の強まりと共に寒気が南下し日照時間が少なくなる。
2 月	この時期は、海面水温が低くなるため、強い寒気が入り込んでも海面からの水分蒸発が少なく、雪は降りにくくなる。 晴れた日の夜間は、放射冷却により霧の発生や低温現象が起こる。
3 月	春の兆しが見れるが、冬もまだ同居する。 乾燥注意報が発表されはじめる季節（3月～6月は乾燥の季節）で、相川では湿度が20%以下に下がることもある。
4 月	春らしくなるが、冬のもどりも現れる。 日本海低気圧の影響で暖気が入ると、日本海の広域で霧が発生し、陸地に入ってくることがある。（4～6月は海霧の季節）
5 月	移動性高気圧に覆われ、穏やかな日が多くなる。 遅霜は、平野部では月の前半まで（数年～10年に1回程度）発生の危険性がある。
6 月	梅雨入りの時期は6月11日（平年）ごろである。また本格的な梅雨は中旬の後半以降となる。 6月中の梅雨前線による大雨は、数年に1回程度である。
7 月	7月24日（平年）ごろの梅雨明けまでは天候が悪い。 大雨は梅雨明け前の中旬頃に多く発生する。梅雨前線による組織的な大雨は、西又は北から移動してくる。
8 月	雷雲の発達により雷雨が発生しやすくなる。 8月後半には前線が南下し、大雨をもたらすことがある。 台風シーズンのはじまりで、日本に接近する台風の数、8月が最も多い。
9 月	9月には県内に影響を与える台風が最も多くなる。平均的にみて1年に1回は、比較的大きな被害を与えた台風が接近又は通過している。 台風が新潟県のどちら側を通るかにより、雨や風の影響を受ける地域が大きく異なる。特に、台風が当県の西側を通過する場合、吹き返しの風が急に強くなる。
10月	秋雨の時期が終わると、日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変わる。 10月から12月にかけては、低気圧が急激に発達し暴風となるときがある。
11月	寒気が入り込み「しぐれ」の日が多くなる。強い寒気が入りこんだ場合は、雪となることもある。
12月	中旬頃から、次第に冬型の気圧配置となり、季節風の強い日が多くなる。年末には一時雪の多くなることがある。 着雪はこの頃から発生する。着雪は比較的気温の高い降雪時に発生するが、県内での発生は一冬に少なくとも数回程度起こる。

観測所の設置詳細（新潟県内）

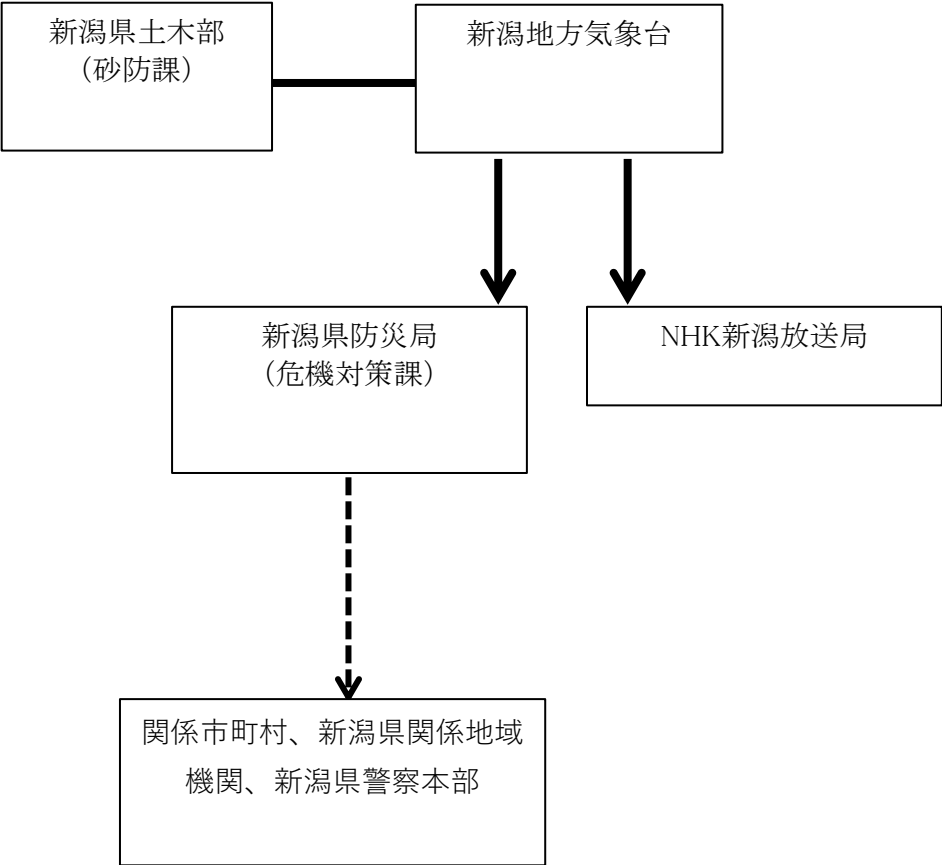
観測所の種類	観測要素	地点数	佐渡市の観測地点
気象台	気温、降水量、風向風速、日照	1	
特別地域気象観測所	時間、積雪深、湿度、気圧	2	相川
地域気象観測所 （アメダス）	降水量	16	
	気温、降水量、風向風速、湿度 （※）	11	弾崎、両津、羽茂
	気温、降水量、風向風速、湿度 （※）、積雪深	14	
合 計		44	

※アメダスにおける湿度の観測は令和3年（佐渡市では令和5年）から順次開始



二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の結部は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられて
いる伝達経路。

土砂災害警戒情報の伝達系統



——— : 専用線
- - - : 電子メール等

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
1	風水害 対策編	第2章第13節	63	1 計画の方針 (1)基本方針 表中の防災関係機関 「県」	1 計画の方針 (1)基本方針 表中の防災関係機関 「北陸農政局」「県」「新潟県土地改良事業団体連 合会」	防災関係機関の 追記
2	風水害 対策編	第2章第13節	65	(ウ)主要ため池の一覧表	(ウ)防災重点農業用ため池 一覧表を差し替え (別紙F)	佐渡市の全ての 防災重点農業用 ため池を記載
3	風水害 対策編	第2章第23節	94	5 関係機関の役割 (2) (一社)新潟県産業廃棄物協会	(一社)新潟県産業資源循環協会	訂正
4	風水害 対策編	第2章第25節	99	1 設置の方針 イ 活動の調整 (イ) コーディネートチームとして、コーディネーターを支援 する…	災害医療コーディネートチームとして、災害医療コー ディネーターを支援する…	説明文を修正
5	風水害 対策編	第3章第20節	244	1 設置の方針 (3)災害医療コーディネーター コーディネートチームとして、災害医療コーディネー ターを支援する。	災害医療コーディネートチームとして、災害医療コー ディネーターを支援する。	説明文を修正
6	風水害 対策編	第3章第51節	373	【別記】豪雪対応におけるよう配慮者の状況把握 (県)福祉保健部 福祉保健課	(県)福祉保健部 福祉保健総務課	部・課名等を修正
7	風水害 対策編	第4章第3節	398	福祉保健部福祉保健過保護係 福祉保健部高齢福祉保健課施設課介護サービス係 福祉保健部障害福祉課直自立支援係 福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係 福祉保健部生活衛生課水道係	福祉保健部福祉保健総務課保護係 福祉保健部高齢福祉保健課介護サービス係(「施設 課」を削除) 福祉保健部障害福祉課自立支援係(「育」を削除) 福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係 福祉保健部生活衛生課営業・水道係	部・課名等を修正

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
8	風水害 対策編	第4章第3節	398 399	佐渡健康福祉環境部	佐渡地域振興局健康福祉環境部	部・課名等を修正
9	風水害 対策編	第4章第3節	399	県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係	環境局資源循環推進課資源循環企画係	部・課名等を修正
10	震災対 策編	第2章22節	61	新潟県産業廃棄物協会	新潟県産業資源循環協会	訂正
11	震災対 策編	第2章13節	45		1 計画の方針 (1)基本方針 市は、地震による農地及び農業用施設等の…	(1)基本方針を 他の節と同様に、 大項目の直下へ 移動
12	震災対 策編	第2章13節	45	1 計画の方針 (1)基本方針 表中の実施担当 「農林水産振興課」「土地改良区」	1 計画の方針 (1)基本方針 表中の実施担当 「農林水産振興課」「土地改良区」「各施設管理 者」	実施担当の追記
13	震災対 策編	第2章13節	45	1 計画の方針 (1)基本方針 表中の防災関係機関 「県」	1 計画の方針 (1)基本方針 表中の防災関係機関 「北陸農政局」「県」「新潟県土地改良事業団体連 合会」	防災関係機関の 追記
14	震災対 策編	第2章14節	47		5 防災関係機関の役割 (1)北陸農政局 (2)新潟県土地改良事業団体連合会	防災関係機関の 役割を追記
15	震災対 策編	第3章42節	83	風水害対策編 第3章 第 45 節「農林水産業の応急 対策」(p335～)を準用する。	風水害対策編 第3章 第 45 節「農林水産業の応急 対策」(p333～)を準用する。	頁誤り

(ウ) 防災重点農業用ため池

令和6年3月26日指定

ため池名	ふりがな	所在地
ひょうたん池	ひょうたんいけ	佐渡市 赤玉188
赤玉池	あかだまいけ	佐渡市 赤玉179他5筆
うつそ溜池	うつそためいけ	佐渡市 水津348
岩野溜池	いわのためいけ	佐渡市 河崎2178
あんべえ寺池	あんべえてらいけ	佐渡市 河崎無番地
城腰ため池	じょうのこしためいけ	佐渡市 城腰965
住吉大池	すみよしおおいけ	佐渡市 住吉
喜右エ門堤	きえむつつみ	佐渡市 住吉839
砥石堤	といしつつみ	佐渡市 吾潟1494-5
新溜	しんため	佐渡市 加茂歌代2138
赤坂池	あかさかいけ	佐渡市 加茂歌代1505
下横山池	しもよこやまいけ	佐渡市 下横山65-1
鷺野池	さぎのいけ	佐渡市 梅津1584-1
北松ヶ崎堤	きたまつがさきつつみ	佐渡市 北松ヶ崎354-2
三ツ池(下)	みついけ (した)	佐渡市 橘1561-5
白畑(下)	しらはた (した)	佐渡市 橘1434-3
三ツ池 (上)	みついけ (うえ)	佐渡市 橘1636
白畑 (上)	しらはた (うえ)	佐渡市 橘1486-2
休場 (上)	やすんば (うえ)	佐渡市 橘1628
大河内	おおこうち	佐渡市 橘1626
中ノ畑	なかのはた	佐渡市 高瀬1275-1
郷地 (下)	ごうじ (した)	佐渡市 高瀬401-3
細田第一	ほそだだいいち	佐渡市 相川大浦153-1
源滴堤	げんてきつつみ	佐渡市 相川鹿伏177-2
耕地整理堤	こうちせいりつつみ	佐渡市 小川794
上野第2堤	うわのだいにつつま	佐渡市 達者796-1
上野第1堤	うわのだいいちつつみ	佐渡市 達者794-1
三の平堤	さんのだいらつつみ	佐渡市 達者965-1
桑の木堤	くわのきつつみ	佐渡市 北狄1220
中方池	なかかたいけ	佐渡市 北川内453-1
相鱈第二	あいだらだいに	佐渡市 相川大浦1499
西野堤	にしのつつみ	佐渡市 沢根五十里678-1
お竜堤	おたきつつみ	佐渡市 窪田234
八幡堤	やはたつつみ	佐渡市 石田736 (東の尾)
長木堤	ながきつつみ	佐渡市 上矢馳396-1
新田堤	しんでんつつみ	佐渡市 市野沢568

資料3-2 別紙F

佐渡地域振興局

ため池名	ふりがな	所在地	
尾嵩郷内	おだけごうち	佐渡市	平清水636
仲之入	なかのいり	佐渡市	中興乙2447
吉井開田溜池	よしいかいでんためいけ	佐渡市	吉井本郷1818-2
洞泉寺池	とうせんじいけ	佐渡市	泉丙883
新保江溜池	しんぼえたためいけ	佐渡市	金井新保乙1174-1
岩江堤	いわえつつみ	佐渡市	泉甲1011
4号溜池	よんごうためいけ	佐渡市	新穂正明寺
無常堂堤	むじょうどうつつみ	佐渡市	新穂大野379-5
金山	かなやま	佐渡市	宮川1616
野田堤	のだづつみ	佐渡市	畑野1736
沖堤	おきづつみ	佐渡市	畑野342-4
苦竹沢	にがたけざわ	佐渡市	栗野江764-2
寺田新堤	てらだしんづつみ	佐渡市	寺田434-3
新堤	しんづつみ	佐渡市	目黒町540
浜中溜池	はまなかためいけ	佐渡市	吉岡1079-1
大須溜池	おおずためいけ	佐渡市	大小1129-1
小立溜池	こだつためいけ	佐渡市	大小150
瀬の沢溜池	せのさわためいけ	佐渡市	大小477
柏木沢溜池	かしわぎさわためいけ	佐渡市	大小751-3
金山溜池	きんざんためいけ	佐渡市	静平630-1
琴浦ため池	ことうらためいけ	佐渡市	宿根木930-2
帰る川溜池	かえるがわためいけ	佐渡市	下川茂2031
大石平耕地整理溜池	おおしだいらこうちせいらためいけ	佐渡市	羽茂大石744
鍬型溜池	くわがたためいけ	佐渡市	羽茂小泊945
北袋大堤	きたぶくろおおつつみ	佐渡市	徳和3520
太郎兵衛池	たろべいいけ	佐渡市	柿野浦298
立野新田池	たてのしんでんいけ	佐渡市	立野298
野田堤	のだづつみ	佐渡市	二見488-2
与十郎堤	よじゅうろうつつみ	佐渡市	相川大浦343-3
次郎平堤	じろべいつつみ	佐渡市	相川大浦407
大屋敷堤	おおやしきつつみ	佐渡市	沢根五十里1362-2
後堤	うしろつつみ	佐渡市	沢根五十里1377-4
関根堤	せきねつつみ	佐渡市	吉井本郷1194
安養寺堤	あんようじつつみ	佐渡市	安養寺99-1
大堤	おおづつみ	佐渡市	下相川629-1
重右エ門池	しげうえもんいけ	佐渡市	新穂青木900
四辻堰	よつじせき	佐渡市	宮川574-2

資料3-2 別紙F

佐渡地域振興局

ため池名	ふりがな	所在地	
二堤	ふたつつみ	佐渡市	宮川甲447-1
野田向溜	のたむかいため	佐渡市	羽茂大崎1952
稲場池	いなばいけ	佐渡市	羽茂村山148
下沢池	しもさわいけ	佐渡市	羽茂小泊1630-3
石畑	いしばたけ	佐渡市	羽茂小泊115
向平池	むかいたいらいけ	佐渡市	羽茂小泊1140
直地下	すぐじした	佐渡市	徳和1163
吉原	よしはら	佐渡市	徳和1574
垣の内	かきのうち	佐渡市	徳和1706-3
道の脇	みちのわき	佐渡市	徳和3524
直地上	すぐじうえ	佐渡市	徳和4236-2
垣の内	かきのうち	佐渡市	下川茂801
大堤	おおつつみ	佐渡市	徳和3920-3

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
1	風水害 対策編	第1章第3節	11	指定地方公共機関 「 <u>東北電力ネットワーク株式会社 佐渡営業所</u> 」	「東北電力ネットワーク株式会社 佐渡電力セン ター」	
2	風水害 対策編	第2章第16節 第3章第35節	74 300	3 体制面の整備 (1)電力の安定供給 (2)動員体制 ウ 「 <u>佐渡営業所</u> 」	「佐渡電力センター」	
3	風水害 対策編	第3章第35節	299		3 復旧活動体制の組織(1)被災時の組織体制 別紙Gのとおり	最新のものに修 正
4	風水害 対策編	第2章第16節 第3章第35節	300	(2)動員体制 ア 「 <u>佐渡営業所管内</u> 」	「佐渡市内」	
5	震災対 策編	第1章第3節	11	指定地方公共機関 「 <u>東北電力ネットワーク株式会社 佐渡営業所</u> 」	「東北電力ネットワーク株式会社 佐渡電力セン ター」	
6	津波対 策編	第1章第3節	11	指定地方公共機関 「 <u>東北電力ネットワーク株式会社 佐渡営業所</u> 」	「東北電力ネットワーク株式会社 佐渡電力セン ター」	
7	個別災 害対策 編	第12章第1節	110	5 電力・通信の確保計画 (1)電力供給事業者の 役割 「 <u>東北電力ネットワーク新潟支社</u> 」	「東北電力ネットワーク」	
8	個別災 害対策 編	第12章第2節	110	5 電力・通信の確保計画 (1)電力供給事業者の 役割 オ 「風水害対策編 第3章第 <u>33</u> 節「電力供給施設応急 対策」	「風水害対策編 第3章第 <u>35</u> 節「電力供給施設応急 対策」	

< 防災体制表 >

区分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	・ 非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第 1 非常体制	・ 事業所管内において大規模な災害が発生した場合 ・ 中心部の停電など社会的な影響が大きい災害が発生した場合
第 2 非常体制	・ 被害が拡大して長期化が懸念され、他複数事業所の応援による復旧体制で対応する場合